教私第１６５４-２号
令和４年７月２６日

各私立高等学校等設置者　様

大阪府教育庁私学課長

令和４年度大阪府私立高等学校等奨学のための給付金の
申請受付期間の延長の周知について（依頼）

日頃から本府私学行政の推進にご協力いただきありがとうございます。
標記給付金について、令和４年６月２２日付け教私第１６５４号により、制度の周知についてご協力をお願いしましたが、このたび、申請受付期間を下記のとおり延長することとなりました。
つきましては、本府在住の保護者への制度周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

１　申請受付期間
＜通常制度＞
（当　初）令和４年７月１日（金）から令和４年８月１日（月）【消印有効】
（延長後）令和４年７月１日（金）から令和４年９月３０日（金）【消印有効】

２　制度の詳細や申請書の入手方法等
・本府ホームページにてご確認ください。
・また、申請書等の様式は本府ホームページからダウンロードしてください。

（大阪府ホームページＵＲＬ）
（高校等・通常制度）
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuhu.html
（高校等・家計急変制度）
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/kyuhen_syuuti.html
（専攻科・通常制度）
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/senkoka_kyufukin.html
（専攻科・家計急変制度）
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/kyuhen_syuuti_senko.html

３　留意点等

・対象生徒の在学証明書を別途発行する場合

在籍証明書の内容は、対象生徒が在学証明書発行日時点で在学していることの証明では足りず、**『令和４年７月１日時点で高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している』**ことを証明していただく必要があります。

つきましては、別途在学証明書を発行する場合は、下記記載例を参考にしていただき発行していただければと存じます。

【記載例】

『当該生徒は、令和４年７月１日現在、高等学校等就学支援金の支給対象校である本校普通科〇学年に在学中であることを証明する』

※上記ご対応が難しい場合は、大阪府私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書の３ページ下部の「生徒の在学証明」欄での証明をお願いいたします。

・令和４年９月３０日（金）が最終期限となります。最終期限を超えての申請は受付できませんので、ご注意ください。

・家計急変制度の申請受付期間については、令和４年６月２２日付け教私第１６５４号により通知した内容から変更はありません。

（問い合わせ先）
大阪府教育庁私学課小中高振興グループ
担当：井口・大澤
TEL 06-6941-0351 内線 4857
FAX 06-6210-9276